

○沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科
博士後期課程学位（課程博士）審査に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、沖縄県立看護大学大学院（以下「本学」という。）学位規程第7条、第8条の規定に基づき、沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科（以下「本研究科」という。）における博士学位（課程博士）の審査に関し必要な事項を定める。

（研究経過報告書の提出）

第2条 博士の学位に係わる研究を行おうとする者は、研究指導教員の承認を得て、研究経過報告書（様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

3 いったん受理した研究経過報告書は、返付しない。

（研究経過報告書の様式・体裁）

第3条 研究経過報告書の体裁は次のとおりとする。

(1) 研究経過報告書は、A4判、縦長、横書きとし用紙の片面に記入するものとする。

(2) 研究経過報告書の体裁は、様式第1号のとおりとする。

（論文提出の資格）

第4条 博士（課程博士）論文提出の資格を有する者は、本研究科の学生で博士後期課程に2年以上在学し、原則として、本学学則第37条に規定する8単位以上を修得した者とする。

（論文）

第5条 博士論文は提出者単独の著作を原則とする。

（論文の提出）

第6条 博士論文の審査を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文審査申請書（様式第2号） 1部

(2) 博士論文 6部

(3) 博士論文要旨（様式第3号） 6部

2 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

3 本学の後期博士課程に所定の修業年限以上を在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで看護学博士の学位を申請するときは、学位申請書、論文の要旨、履歴書及び論文審査手数料金 55,000 円を添え、論文を学長に提出しなければならない。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

4 前項の規定により納付した論文審査手数料は、還付しない。

5 博士論文は、製本されたものを提出することとする。

6 いったん受理した博士論文は、返付しない。

7 第3項の規定により提出する論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

8 審査のため必要があるときは、当該論文の関係資料等の提出を求められることがある。

(論文の様式・体裁)

第7条 博士論文の体裁は次のとおりとする。

- (1) 博士論文は、A4判、縦長、横書き、22字×40行の2段組とし、用紙の片面に記入するものとする。文字は、MS明朝体、10.5ポイントとする。
- (2) 博士論文の体裁は、様式第4号のとおりとする。本文の余白は、上下、左右ともに2.5cmとする。
- (3) 文献の記載は、『沖縄県立看護大学紀要』に準ずる。
- (4) 博士論文要旨は、様式第3号に2000字程度に要約の上、記入するものとする。
- (5) 審査に合格した博士論文は、製本後、2部を学務課へ提出し、うち1部を附属図書館で保管、残り1部を国会図書館に納本するものとする。

(論文発表会)

第8条 提出された博士論文は、当該年度の博士論文発表会において報告するものとする。

- 2 博士論文発表会の開催日程等については、掲示または書面をもって通知する。

(審査委員会)

第9条 第6条の規定に基づき提出された博士論文の審査、最終試験は、本大学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の委嘱を受けた審査委員会においてこれを行う。

- 2 審査委員会は、当該学生ごとに、主査1名、副査2名以上4名以内、計3名以上5名以内の委員で組織する。
- 3 審査委員会の主査は、当該論文に関わる研究指導教員とし、副査は研究指導補助教員並びに他領域の研究指導教員を1名以上含むものとする。但し、副査になれる研究指導補助教員は、当該論文に関わる研究指導補助教員とする。
- 4 本研究科委員会は、論文の審査にあたって必要があるときは、学内外の教授等を審査委員会の委員として加えることができる。
- 5 本研究科委員会は、論文の審査にあたって必要があるときは、学内外の教員等から意見を求めることができる。

(最終試験)

第10条 審査委員会は、博士論文の審査を修了した後、博士論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭または筆答による最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日、方法、場所は、審査委員会が決定する。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、博士論文の審査、最終試験を行い、審査報告書（様式第5号）を研究科長に提出するものとする。

- 2 審査報告書には、審査結果を記入し、審査委員が署名捺印するものとする。
- 3 審査報告書には、次の各号に掲げる種類を添付するものとする。
 - (1) 博士論文の内容の要旨（様式第3号）
 - (2) 博士論文の審査結果等の要旨（様式第6号）
 - (3) 最終試験の結果の要旨
- 4 前項第3号の結果の要旨には、試験の方法と結論の要旨を記載するものとする。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、博士（看

護学) の学位授与の可否について審議するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会開催日の7日以前に、次の各号に掲げる書類を研究科委員会の構成員に配布するものとする。

- (1) 博士論文の内容の要旨
- (2) 博士論文の審査の要旨
- (3) 最終試験の結果の要旨

3 第1項の審議を行うには、研究科委員会構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

4 学位授与できるものと決議するには、挙手により出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(論文要旨等の公表)

第13条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の印刷公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、沖縄県立看護大学大学院審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(適宜の処置)

第15条 博士論文の審査、最終試験に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月16日から施行する。